

**自費解体（解体費用の立替えと払戻し）  
石川県お役立ち情報**

令和6年8月26日

石川県生活環境部  
資源循環推進課

# 目次

1. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな型	1
2. 各市町における自費解体の案内状況	2
3. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の実施例	3
4. 解体工事ができる事業者	5
5. 県内の産業廃棄物処理施設など	6

# 1. 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）チラシのひな型

## 能登半島地震で被災した建物の解体を考えている方へ

### 公費解体制度とは

- ・被害が甚大な災害により、生活環境保全上の支障の除去等を図り、迅速な復旧を図るため、市町が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものです。
- ・市町が損壊家屋等を解体・撤去する「公費解体」と
- ・所有者が自ら費用負担して解体業者と契約し解体・撤去を行い、市町から所有者に後で支払われる「自費解体(解体費用の立替えと払戻し)」とがあります。



**自費解体（解体費用の立替えと払戻し）は、市町が公費解体と同様に算定した範囲内で、支払った費用は払戻されます！**



**解体の契約をする前に、市(町)に相談を!!**

**・制度の対象となるか、見積額が適正か※、申請に必要な書類は何か**などを確認しておく。

※できるだけ複数の信頼できる事業者から見積を取り、金額が妥当なものか判断する。（経費の内訳が記載されているものを比較検討する。）

### 注意点

- ・り災証明書（又は被災証明書）で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定された建物が対象となります。（修理やリフォームに伴う解体や家屋の一部だけの解体は対象外です。）
- ・解体費用が、公費解体と同様の算定方法により市(町)が算定した額を超える場合、その超過額は自己負担となります。
- ・費用償還の申請には、見積書、契約書、領収書、解体廃棄物のマニフェスト（産業廃棄物管理票）、写真などを併せて提出することが必要です。
- ・登記情報や固定資産情報の面積と実面積が異なる場合、未登記の場合などについては、実面積がわかる資料や写真が必要になります。  
※確認できない場合、費用償還の対象外となる場合があります。

お問い合わせ：〇〇市（町）〇〇課 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

## 2. 各市町における自費解体の案内状況

自費解体(解体費用の立替えと払戻し)に関し、

各市町が作成する案内を、 **必ず確認してください!**

また、**解体の契約をする前に市町に、ご相談ください!**

市町名	HP	市町名	HP	市町名	HP
珠洲市		七尾市		津幡町	
輪島市		中能登町		内灘町	
能登町		羽咋市		金沢市	
穴水町		宝達志水町		能美市	
志賀町		かほく市		小松市	

※かほく市、津幡町、能美市、小松市、加賀市では自費解体に係る解体の契約期限を過ぎていたため、ご注意ください。

※加賀市の自費解体については、環境課 0761-72-7885 にご相談ください。

### 3. 自費解体(解体費用の立替えと払戻し)の実施例

#### 【全額、払戻された例】

	種別	構造	階数	延床面積	申請額	償還額
1	非住家	木造	2	237.11 m <sup>2</sup>	2,706,000 円	2,706,000 円
2	住家	木造	2	109.30 m <sup>2</sup>	770,000 円	770,000 円
3	非住家	木造	2	59.50 m <sup>2</sup>	3,700,000 円	3,700,000 円
	非住家	木造	1	28.92 m <sup>2</sup>		
	非住家	木造	1	28.92 m <sup>2</sup>		
	非住家	木造	1	20.23 m <sup>2</sup>		
4	非住家	木造	2	33.12 m <sup>2</sup>	1,138,500 円	1,138,500 円
5	非住家	木造	2	307.42 m <sup>2</sup>	5,291,000 円	5,291,000 円
6	非住家	木造	2	155.35 m <sup>2</sup>	1,545,000 円	1,545,000 円
7	非住家	木造	1	14.87 m <sup>2</sup>	165,000 円	165,000 円
8	非住家	木造	2	109.70 m <sup>2</sup>	1,870,000 円	1,870,000 円
9	非住家	木造	1	123.96 m <sup>2</sup>	2,500,000 円	2,500,000 円
10	非住家	木造	2	66.10 m <sup>2</sup>	1,304,820 円	1,304,820 円
11	非住家	木造	2	66.24 m <sup>2</sup>	1,265,000 円	1,265,000 円
12	住家	木造	2	270.55 m <sup>2</sup>	3,531,440 円	3,531,440 円
13	非住家	木造	2	231.86 m <sup>2</sup>	1,617,000 円	1,617,000 円
14	非住家	木造	2	41.30 m <sup>2</sup>	880,000 円	880,000 円
	非住家	木造	1	13.22 m <sup>2</sup>		
15	住家	木造	1	154.02 m <sup>2</sup>	8,884,497 円	8,884,497 円
	非住家	木造	1	59.50 m <sup>2</sup>		
	非住家	木造	2	49.68 m <sup>2</sup>		
16	住家	木造	2	165.09 m <sup>2</sup>	1,500,000 円	1,500,000 円
	非住家	木造	1	42.64 m <sup>2</sup>		
17	非住家	木造	1	26.44 m <sup>2</sup>	385,000 円	385,000 円
18	非住家	木造	1	60.83 m <sup>2</sup>	1,465,838 円	1,465,838 円
	非住家	木造	1	79.49 m <sup>2</sup>		
19	住家	木造	2	181.14 m <sup>2</sup>	2,272,717 円	2,272,717 円
20	住家	木造	2	107.89 m <sup>2</sup>	1,598,099 円	1,598,099 円
21	住家	木造	2	410.52 m <sup>2</sup>	11,000,000 円	11,000,000 円
	非住家	木造	2	82.70 m <sup>2</sup>		

### 【一部、払戻された例】

	構造	種別	階数	延床面積	申請額	償還額	備考※
1	非住家	木造	2	113.33 m <sup>2</sup>	1,705,000 円	1,677,619 円	マニフェストなし
2	住家	木造	2	136.50 m <sup>2</sup>	3,188,900 円	3,020,433 円	対象外経費
3	非住家	木造	2	36.70 m <sup>2</sup>	2,035,000 円	1,706,688 円	対象外経費
4	非住家	木造	1	49.68 m <sup>2</sup>	823,438 円	713,438 円	マニフェストなし
5	住家	木造	2	88.29 m <sup>2</sup>	2,090,000 円	1,823,240 円	対象外経費
6	非住家	非木造	3	442.76 m <sup>2</sup>	11,770,000 円	11,085,580 円	対象外経費
7	非住家	木造	2	49.68 m <sup>2</sup>	1,316,568 円	691,077 円	マニフェストなし
8	住家	木造	2	129.20 m <sup>2</sup>	2,940,000 円	2,738,059 円	面積修正
9	住家	木造	2	212.72 m <sup>2</sup>	4,631,000 円	4,472,436 円	マニフェストなし
10	非住家	木造	2	113.33 m <sup>2</sup>	1,705,000 円	1,677,619 円	マニフェストなし
11	住家	木造	2	136.50 m <sup>2</sup>	3,188,900 円	3,020,433 円	対象外経費
12	非住家	木造	2	36.70 m <sup>2</sup>	2,035,000 円	1,706,688 円	対象外経費
13	非住家	木造	1	49.68 m <sup>2</sup>	823,438 円	713,438 円	マニフェストなし

※ 「対象外経費」：解体に支障のないブロック塀や立ち木の撤去、解体後に整地するための土砂搬入の費用は払戻しの対象外

「マニフェストなし」：廃棄物を処分した証拠書類がないため、処分費相当は払戻しの対象外

「面積修正」：床面積が誤っていたため、修正して払い戻し

## 4. 解体工事ができる事業者

### 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）に関する情報提供

#### 自費解体（解体費用の立替えと払戻し）をお考えの方へ（解体工事業者）

損壊家屋等の解体において、所有者が自ら費用負担して解体業者と契約し解体・撤去を行い、市町から所有者に後で支払われる「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）」をお考えの方は、市町担当課へご相談ください。なお、以下の①建設業許可または②解体工事登録を有する業者が解体工事を行うことができます。

##### ①建設業許可業者

[石川県知事建設業許可業者名簿はこちらから（県土木部監理課のページへ）](#)

注1 「許可業種」について、以下の3つのいずれかの許可を有する必要があります

「土」…土木工事業※1、「建」…建築工事業※2、「解」…解体工事業

※1 請負金額が500万円未満の解体工事のみ

※2 請負金額が500万円以上の解体工事の場合は、

総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事のみ

注2 国土交通大臣許可業者、他の都道府県知事許可業者も解体工事を

行うことができるため、それぞれのHP等によりご確認をお願いいたします。

##### ②解体工事登録業者

[解体工事登録業者一覧はこちらから（県土木部監理課のページへ）](#)

注 請負金額が500万円未満の解体工事のみ



### ① 石川県知事建設業許可業者名簿

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/kouhikaitai.html>

注1)名簿の「許可業種」について、以下の3つのいずれかの許可を有する必要があります

「土」…土木工事業（請負金額が500万円未満の解体工事のみ）

「建」…建築工事業（請負金額が500万円以上の解体工事の場合は、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事のみ）

「解」…解体工事業

注2)国土交通大臣許可業者及び他の都道府県知事許可業者も解体工事を行うことができるため、それぞれのHP等によりご確認をお願いいたします。

### ② 解体工事登録業者※

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/kaitai/kaitai.html>

※請負金額が500万円未満の解体工事のみ

## 5. 県内の産業廃棄物処理施設など

### 解体工事業者の方へ（産業廃棄物処理業者）

自費解体により生じた解体ごみの処分について、県内の産業廃棄物処理業者（一覧）（令和6年4月1日現在）をお知らせします。

実際の搬入にあたっては、あらかじめ、各許可業者にお問い合わせください。

[Excel 産業廃棄物処分業者（金沢市を除く）（エクセル：32KB）](#)

[Excel 産業廃棄物処分業者（金沢市）（エクセル：44KB）](#)

[PDF 産業廃棄物処分業者位置図（PDF：375KB）](#)

[Excel 産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管あり、宝達志水町以北）（エクセル：16KB）](#)



### ① 産業廃棄物処分業者（金沢市を除く）

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/documents/saigai\\_jihikaitai\\_shobungyousha.xlsx](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/documents/saigai_jihikaitai_shobungyousha.xlsx)

### ② 産業廃棄物処分業者（金沢市）

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/documents/saigai\\_jihikaitai\\_shobungyousha\\_kanazawashi.xlsx](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/documents/saigai_jihikaitai_shobungyousha_kanazawashi.xlsx)

### ③ 産業廃棄物処分業者位置図

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/documents/saigai\\_jihikaitai\\_syobungyousya\\_ichizu.pdf](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/documents/saigai_jihikaitai_syobungyousya_ichizu.pdf)

### ④ 産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管あり、宝達志水町以北）

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/documents/saigai\\_jihikaitai\\_tsomikaehokangyousya.xlsx](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/documents/saigai_jihikaitai_tsomikaehokangyousya.xlsx)

産業廃棄物処分業者位置図（例）

